

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)  
交付規程

平成30年5月7日 IPSuS 第180507001号  
一般財団法人持続性推進機構制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)交付要綱(平成30年3月30日付け環政経発第18033017号。以下「交付要綱」という。)及び中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業実施要領(平成29年4月1日付け環政経発第1704017号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人持続性推進機構(以下「IPSuS」という。)が行う間接補助金を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 IPSuSは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費のうち、間接補助金の交付の対象として別表第1の第2欄においてIPSuSが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、間接補助金を交付するものとする。

2 前項の間接補助事業に係る間接補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

4 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この間接補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(間接補助事業者としての認定のための申請)

第5条 間接補助事業者として認定を受けることを希望する者（以下、「申請者」とする。）は、様式第1による間接補助事業者認定申請書を IPSuS に提出しなければならない。

(間接補助事業者としての認定)

第6条 IPSuS は、第5条の規定による間接補助事業者認定申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、間接補助事業者として認定すべきものと認めるときは、間接補助事業者としての認定を行い、様式第2による間接補助事業者認定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による間接補助事業者認定申請書が到達してから、当該申請に係る前項による認定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(認定の条件)

第7条 間接補助事業者としての認定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、IPSuS に届け出なければならない。
- 二 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行の状況について、IPSuS の要求があったときは速やかに様式第3による遂行状況報告書を IPSuS に提出しなければならない。
- 三 間接補助事業者は、間接補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により間接補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく IPSuS に報告しなければならない。
- 四 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び本条第二号の様式に基づく証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、IPSuS の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。
- 五 IPSuS は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると

認めるときは、間接補助事業者に対して、間接補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(間接補助事業者認定の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の間接補助事業者としての認定の通知を受けた場合において、認定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、平成31年2月28日までに書面をもって IPSuS に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(間接補助事業の遂行の命令等)

第9条 IPSuS は、第7条第二号の規定による報告書に基づき、間接補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、間接補助事業者に対し、これらに従って間接補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 IPSuS は、間接補助金交付及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、間接補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に間接補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(交付の申請及び実績報告書)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに様式第4による交付申請書兼完了実績報告書を IPSuS に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の報告をした場合、間接補助事業実施期間における二酸化炭素削減効果等について、様式第5による事業報告書を IPSuS に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第2項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第11条 IPSuS は、第10条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助事業者としての認定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、間接補助金の交付決定を行うとともに、交付すべき間接補助金の額を確定して、様式第6による間接補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

(間接補助金の支払)

第12条 間接補助金は、前条第1項の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後、に支払うものとする。

(交付決定の解除等)

第13条 IPSuSは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。

- 一 間接補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく IPSuS の指示等に従わない場合
- 二 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 IPSuSは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の返納等)

第14条 間接補助事業者は、「より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援」を受けた参加事業者が、IPSuSが指定する第三者認証の環境マネジメントシステムの登録審査を受審しなかった場合、当該参加事業者人件費のうち、第三者認証対応に要する人件費の2分の1として、別表2に定める額をIPSuSに返納しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 IPSuSは、申請者及び間接補助事業者がこの規程に従って IPSuS に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等に、については、間接補助金の交付のための審査及び間接補助金の額の確定のための検査等、間接補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、間接補助金の交付に関するその他必要な事項は、IPSuSが別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行する。

別表第 1

1. 間接補助事業	2. 間接補助対象経費	3. 基準額	4. 交付額の算定方法
中小事業者による 排出量算定・排出量 削減のための環境 経営体制構築支援 事業	間接補助事業を行うた めに必要な人件費及び その他必要な経費で IPSuS が承認した経費	<p>1) 初歩的な環境経営体制構築 のため取組に対する支援(5 回 支援) : 300,000 円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接補助事業者人件費 35,000 円</li> <li>・支援相談人派遣費 115,000 円</li> <li>・参加事業者人件費 150,000 円</li> </ul> <p>2) より高度な環境経営体制構 築のための取組に対する支援 (5 回支援) : 410,000 円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接補助事業者人件費 35,000 円</li> <li>・支援相談人派遣費 115,000 円</li> <li>・参加事業者人件費 260,000 円 (うち、第三者認証対応に要す る人件費は 110,000 円)</li> </ul> <p>3) より高度な環境経営体制構 築のための取組に対する支援 (3 回支援) : 270,000 円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接補助事業者人件費 31,000 円</li> <li>・支援相談人派遣費 69,000 円</li> <li>・参加事業者人件費 170,000 円 (うち、第三者認証対応に要す る人件費分は 80,000 円)</li> </ul>	2分の1 (ただし、算 出された額が1事業者 あたり20万円を超え る場合は、20万円と する。)

別表第 2

事業者が受けた支援	返納額
より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援 (5 回支援)	55,000 円
より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援 (3 回支援)	40,000 円

## 別紙（第3条関係）

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### 1 対象事業の要件

（1）環境経営の専門家として、第三者認証に基づく環境マネジメントシステムの審査員の資格を有する者のなかから、省エネルギー対策及び「エコアクション2.1 CO2削減プログラム」の手引きに関する筆記試験の結果、事業者に対する省エネルギー支援の実績、省エネルギーに関する専門資格等を総合的に評価し委嘱された支援相談人を中小事業者に派遣し、環境経営体制の構築支援を実施していること

（2）環境経営体制の構築を支援するに当たり、「エコアクション2.1 CO2削減プログラム」の手引きを参考にしていること

#### 2 間接補助金の交付を申請できる者

本事業について間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

（1）民間企業

（2）独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

（3）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（4）法律により直接設立された法人

（5）その他大臣の承認を経て IPSuS が認める者

ただし、第三者認証に基づく環境マネジメントシステムの事務局に認定されている者であることを条件とする。

#### 3 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

間接補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び IPSuS の求めに応じて、間接補助事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。